

### 第3回試算の概要

- 第3回試算は、公費の在り方の検討結果を踏まえ、初めて新制度を前提に実施する。追加公費(1,700億円)のうち一部(1,200億円)を含めるとともに、普通調整交付金等の交付見込額を「都道府県単位」で算定する。また、平成29年度予算ベースの文を直近の規模に近づける。(所得、医療給付費等のデータを最新のものに更新することで、規模が縮小する。)
- 今回の試算において、激変緩和を予行する。激変緩和は、保険料の伸びの上限として都道府県が定める一定割合と国が提示する一定割合の双方を活用して行う。一定割合を超過した市町村に対し、都道府県繰入金及び暫定措置(国公費)を投入して、一定割合で頭打ちとする。また、一定割合と同率で下限割合も設定して、都道府県繰入金の重点配分による激変緩和も行う。
- 都道府県及び市町村は、試算結果を活用して、 $\alpha$ 、 $\beta$ の設定等の納付金の算定方法や激変緩和策の在り方等について、具体的に協議・検討し、30年度予算ベースではないことの留保条件をつけつつ、合意形成を進める。また、自然増分や医療費適正化効果等について、独自に仮定を置くことによって、試算結果を30年度予算編成に活用できる。

	平成28年11月	平成29年1月	平成29年7月	平成29年11月	平成30年1月
	第1回試算 (仮係数)	第2回試算 (確定係数)	第3回試算 (確定係数+一部更新)	第1回算定 (仮係数)	第2回算定 (確定係数)
対象予算	平成29年度予算ベース (見込みのため過大)	平成29年度予算ベース	平成29年度予算ベース (実態に近い丈に縮小)	平成30年度予算ベース	平成30年度予算ベース
制度前提	現行制度 (市町村単位)	新制度 (都道府県単位)	新制度 (都道府県単位)	新制度を前提 (都道府県単位)	新制度を前提 (都道府県単位)
追加公費	未反映	ほぼ反映(1,200億円)	ほぼ反映(1,200億円)	基本的に反映(約1,600億円) ※結核・精神、非自発分のみ未反映	基本的に反映(約1,600億円) ※結核・精神、非自発分のみ未反映
普通調整交付金	-	約300億円	約300億円	約300億円	同左
暫定措置	-	約250億円	約250億円	約300億円	同左
特別調整交付金	-	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	同左
保険者努力(都道府県)	-	約200億円	約200億円	約500億円	同左
保険者努力(市町村)	-	約300億円	約300億円 (別途特調より200億)	約300億円 (別途特調より200億)	同左
内 訳					

※特別高額医療費共同事業分については公費60億円を仮置き。

※既存の特別調整交付金についても可能な限り算定。

# 激変緩和検討のための基準額の試算と措置の方法について

## 1 試算の前提及び計算方法

- ① 保険給付費は、直近過去3年度の実績をベースに推計【3,982億円】
- ② 追加公費（1,700億円）のうち一部（1,200億円）を算入 ⇒ 本番では増加率が縮小
- ③ 改革による影響に着目して激変緩和措置の必要性を判定するため、市町毎に異なる一般会計繰入金、異調整交付金（2号分）、任意給付、保健事業費等を考慮しない額（基準額）で比較
- ④ 27年度（決算）と29年度（推計）の基準額（一人当たり）を比較 ⇒ 本番では28年度と30年度を比較

実際の保険料額とは異なる（実際の保険料額は納付金をもとに軽減分等を加味して市町が決定）

## 2 基準額（年額）の試算結果

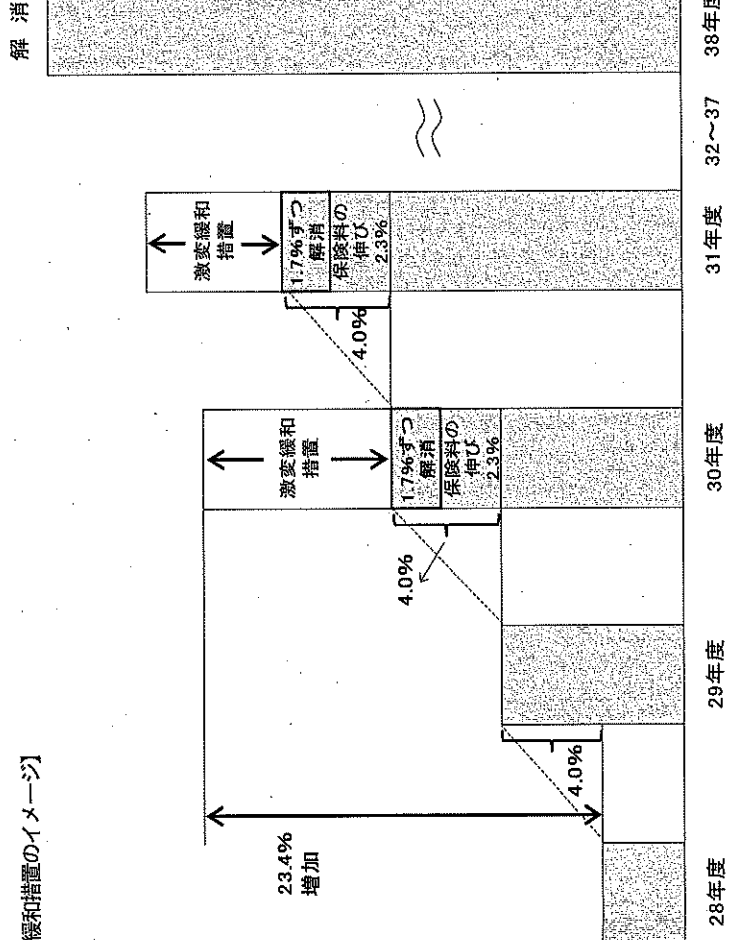
市町名	基準額【一人当たり】		②-③ 2年分の 増加率 (%)	激変緩和措置		1年分の 増加率 (%) ※
	②決算額を 算出した基準額	③推計の納付金を 基に算出した基準額		必要額【8年】 (千円)	期間 (年)	
赤穂市	108,749	134,173	23.4%	848,788	8	11.1%
佐用町	105,582	126,907	20.2%	209,408	7	9.6%
三田市	111,887	134,118	19.9%	1,043,570	7	9.5%
新温泉町	109,107	130,016	19.2%	159,603	6	9.2%
芦屋市	134,896	157,729	16.9%	732,677	5	8.1%
三木市	111,055	129,599	16.7%	559,562	5	8.0%
稲美町	110,209	128,584	16.7%	211,352	5	8.0%
福崎町	113,422	131,742	16.2%	107,240	5	7.8%
養父市	109,300	125,551	14.9%	103,751	4	7.2%
加東市	124,426	142,322	14.4%	144,140	4	7.0%
洲本市	109,186	124,816	14.3%	177,649	4	6.9%
小野市	122,909	140,421	14.3%	180,949	4	6.9%
淡路市	128,308	145,835	13.7%	189,478	3	6.6%
明石市	117,277	131,901	12.5%	559,766	3	6.1%
加古川市	114,527	126,755	10.7%	225,765	2	5.2%
篠山市	109,955	120,794	9.9%	18,081	1	4.8%
相生市	114,384	125,361	9.6%	12,327	1	4.7%
川西市	124,073	135,082	8.9%	31,160	1	4.3%
香美町	110,393	119,025	7.8%	-	-	-
南あわじ市	132,424	142,740	7.8%	-	-	-
西宮市	133,903	143,885	7.5%	-	-	-
豊岡市	112,199	119,585	6.6%	-	-	-
丹波市	123,672	129,665	4.9%	-	-	-
丹波市*	132,061	137,093	3.8%	-	-	-
加西市	130,770	135,271	3.4%	-	-	-
播磨川町	117,457	120,986	3.0%	-	-	-
神戶市	127,579	131,399	3.0%	-	-	-
大養村	129,957	132,330	1.8%	-	-	-
鞆町	116,743	118,762	1.7%	-	-	-
伊丹市	129,318	131,300	1.5%	-	-	-
高砂市	123,109	121,999	▲0.1%	-	-	-
西脇市	137,029	136,070	▲0.7%	-	-	-
たつの市	126,704	125,431	▲1.0%	-	-	-
上郡町	118,123	116,081	▲1.7%	-	-	-
多可町	131,170	128,675	▲1.9%	-	-	-
尾西市	132,014	129,449	▲1.9%	-	-	-
姫路市	124,950	122,093	▲2.3%	-	-	-
太子町	117,213	114,408	▲2.4%	-	-	-
神河町	110,401	107,637	▲2.5%	-	-	-
朝来市	128,554	119,526	▲7.0%	-	-	-
市川町	134,692	121,553	▲9.8%	-	-	-
県平均	125,326	131,189	4.7%	5,515,215	-	2.3%

※ 両表示方法により 1年分の増加率を推計（②-③）の増加率の平均値により算出

## 3 激変緩和措置の方法

- ① 措置対象：基準額（一人当たり）が、4%（※）以上増加する市町の4%を超えた部分を措置  
 （基準額の伸び：2.3%+解消措置【一定】：1.7%）  
 ※ 医療費の伸び程度に保険料の上昇を抑制
- ② 措置期間（見込）：8年
- ③ 必要額（見込）：約55億円
- ④ 財源（見込）：約30億円（国・暫定措置）+約12億円（国・特別基金）+約13億円（県調交）

### 【激変緩和措置のイメージ】



【現行】

【改革後】

報告事項2 捕捉資料③

# 保険料の計算

「医療給付費分」、「後期高齢者支援金等分」および「介護  
①所得割額、②資産割額、③均等割額、④平等割額を加入者数

ご自宅のパソコンで簡単にエクセルで計算ができます。  
詳しくは明石市ホームページへ。

納付金分(40歳以上65歳未満の加入者のみ)ごとに、  
と加入月数に応じて計算し、その合計額が保険料となります。

区分	加入者全員		40歳以上65歳未満の加入者
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
①所得割額(平成28年中所得に応じて計算)	(所得額-基礎控除33万円)×7.25%	(所得額-基礎控除33万円)×1.65%	(所得額-基礎控除33万円)×1.77%
②資産割額(平成29年度固定資産税額に応じて計算)	固定資産税額 ×13.00%	固定資産税額 ×5.00%	固定資産税額 ×1.80%
③均等割額(加入者数に応じて計算)	加入者数 ×30,360円	加入者数 ×7,560円	加入者数 ×9,000円
④平等割額(1世帯あたりの計算)	1世帯 ×24,720円	1世帯 ×5,760円	1世帯 ×5,880円
小計(①~④)	上記の合計(上限:54万円)		上記の合計(上限:16万円)
合計	(医療給付費分) + (後期高齢者支援金等分) + (介護納付金分)		

保険料の計算

## 所得額の算出方法

### ●給与所得の場合

給与と収入を基に下記の表により算出します。

### ■給与所得算出表

(単位:円)

収入金額(A)	所得額
651,000未満	0
651,000~1,618,999	(A)-650,000
1,619,000~1,619,999	969,000
1,620,000~1,621,999	970,000
1,622,000~1,623,999	972,000
1,624,000~1,627,999	974,000
1,628,000~1,799,999	(B)×60%
1,800,000~3,599,999	(B)×70%=180,000
3,600,000~6,599,999	(B)×80%=540,000
6,600,000~8,999,999	(A)×90%=1,200,000
10,000,000~11,999,999	(A)×95%=1,700,000
12,000,000以上	(A)-2,300,000

(B)=(収入金額÷4,000(小数点第1位以下切捨))×4,000

### ●年金所得の場合

公的年金や企業年金の合計収入を基に、下記の表により算出します。

65歳未満(昭和27年1月2日以降生まれ)の場合

収入金額(A)	所得額
700,001未満	0
700,001~1,299,999	(A)-700,000
1,300,000~4,099,999	(A)×75%=375,000
4,100,000~7,699,999	(A)×85%=785,000
7,700,000以上	(A)×95%=1,555,000

65歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)の場合

収入金額(A)	所得額
1,200,001未満	0
1,200,001~3,299,999	(A)-1,200,000
3,300,000~4,099,999	(A)×75%=375,000
4,100,000~7,699,999	(A)×85%=785,000
7,700,000以上	(A)×95%=1,555,000

### ●事業所得の場合

事業収入金額 - 必要経費\* - 繰越純損失

\*青色申告控除や専従者控除も必要経費に含まれます

## 所得割額の算出方法について

前年中の総所得金額等(下記参照)から基礎控除33万円を差し引いた金額に対して保険料率を乗じて、所得割額を算出します。平成29年度(平成29年4月から平成30年3月分)の所得割額は平成28年1月から12月までの所得に応じて決まります。

### 総所得金額等とは…?

★以下の①と②の合計金額です。

- ①総合課税される所得\*1  
給与所得、公的年金等所得(企業年金を含む)、不動産所得、一時所得、利子所得、事業所得(営業等・農業)、譲渡所得、雑所得(個人年金保険等)、配当所得
- ②分離課税として申告した所得\*2(退職所得は除く)  
土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得\*3、先物取引に係る雑所得等、土地等に係る事業所得等、山林所得
- \*1 確定申告書A及びBに記載することができる所得
- \*2 確定申告書(分離課税用)に記載されている所得
- \*3 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算が可能です。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年にわたり、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等から繰越控除することができます。

### 所得割の算出方法に関する留意点

- 傷病手当金、失業手当、遺族・障害年金は総所得金額等に含まれません。
- 源泉分離課税制度が適用となる所得や、配当所得に関して特定口座や配当所得の確定申告不要制度を利用する場合は、総所得金額等には含まれません。
- 扶養控除や社会保険料控除等の各種所得控除や雑損失控除の適用はありません。
- 土地や建物等を譲渡した場合の分離譲渡所得(長期・短期)の計算上生じた赤字については、通常、土地や建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算および翌年以降の繰越ができませんが、特定の居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件のもとで他の所得との損益通算および翌年以後3年内の各年分の総所得金額等からの繰越控除が認められます。

参考法令……条例15条~20条、附則第3条-第9条(保険料)、23条の3(端数処理)、24条(決定通知)

出典:平成29年度 よくわかる国保ガイド